

告 示

埼玉県告示第十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十年一月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

和光北インター地域土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十一年十二月二十五日から平成三十一年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県和光市新倉二丁目、四丁目、五丁目の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県和光市新倉五丁目四番一号

五 設立認可の年月日

平成二十一年十二月二十五日

六 変更認可の年月日

平成三十年一月五日